

春季稚内出張講習のご案内

日程 (令和7年)

(株)PCT 北海道教習所
石狩市新港中央2丁目766-3
TEL(0133)64-6388 FAX(0133)64-6148

保護具着用管理責任者 専門教育	(6H)	4/2(水) ~ 2(水)	1日間
車両系(整地) 安全教育	(6H)	4/3(木) ~ 3(木)	1日間
車両系(整地等)	(14H)	4/4(金) ~ 5(土)	2日間
不整地運搬車	(11H)	4/6(日) ~ 7(月)	2日間
玉掛け 安全教育	(5H)	4/8(火) ~ 8(火)	1日間
玉掛け	(19H・15H)	4/9(水) ~ 11(金)	3日間
小型移動式クレーン	(20H・16H)	4/12(土) ~ 14(月)	3日間
フルハーネス 特別教育	(5H)	4/15(火) ~ 15(火)	1日間
高所作業車	(14H・12H)	4/16(水) ~ 17(木)	2日間

講習区分	コース	年齢条件	受講資格	料金(教本含む)	対象機械他
保護具着用専門教育	6H	18才以上	・18才以上	21,000円	
車両系(整地等) 安全教育	6H	18才以上	・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習の修了者で取得後5年を経過している方	14,000円	(修了証のコピーが必要です。)
車両系(整地等) 運転技能講習	14H	18才以上	・大型・中型又は普通自動車運転免許があり、小型車両系特別教育を修了後、小型車両系建設機械の業務経験が3ヶ月以上ある方 (申込書に事業主の経験証明が必要です。) ・大型特殊自動車運転免許がある方	48,000円	機体重量3トン以上 トラクター・ショベル・ワー・ショベル・モーターレータ／ブルドーザ／ドラッグショベル／クラム・シェル／トレンチャー／ドラッグ・ライン／他 (修了証又は免許証のコピーが必要です)
不整地運搬車 運転技能講習	11H	18才以上	・大型・中型又は普通自動車運転免許があり、小型車両系特別教育終了後小型車両系・不整地運搬車(1t未満)の業務経験が3ヶ月以上ある方 (申込書に事業主の経験証明が必要です。) ・大型特殊自動車運転免許がある方(免許証のコピーが必要です) ・車両系(整地等)又は(解体用)技能講習を修了した方 (修了証のコピーが必要です。)	44,000円	最大積載量1トン以上 クローキヤリア／ホイールキヤリア
玉掛け 安全教育	6H	18才以上	・玉掛け技能講習修了者で取得後5年を経過している方	14,000円	(修了証のコピーが必要です。)
玉掛け技能講習	19H 15H	18才以上	・玉掛け補助作業等の経験のない方 ・玉掛け補助作業等の経験はないが、クレーン／移動式クレーン免許所持者、又は小型移動式クレーン技能講習等を修了した方	32,000円 27,000円	制限荷重1トン以上の揚貨装置、または吊り上げ荷重1トン以上のクレーン／移動式クレーン／デリックの玉掛の業務 (修了証のコピーが必要です。)
小型移動式クレーン 運転技能講習	20H 16H	18才以上	・未経験で他の資格がない方 ・玉掛又は床上操作式クレーン技能講習修了者。 クレーン運転士免許所持者。	55,000円 49,000円	吊り上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーン 積載型トラッククレーン／他 (修了証のコピーが必要です。)
フルハーネス特別教育	6H	18才以上	・18才以上	15,000円	
高所作業車 運転技能講習	14H 12H	18才以上	・自動車免許(普・大型・大特)所有者。施工技士(1～6種)取得の方。車両系(整地等・解体・基礎)不整地・フォークリフト・ショベルローダー等各技能講習を修了した方 (免許証のコピーが必要です) ・移動式クレーン運転免許所有者。小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方 (修了証のコピーが必要です)	48,000円 46,000円	作業床が10m以上 ホイール式/トラック式/クローラ式 実技...フルハーネス要

受付時間 講習初日の午前 8:45 より ※玉掛15Hコースの方も同じ時間です。

学科会場 稚内総合文化センター 会議室A (稚内市中央3丁目13番23号)
実技会場は初日に連絡いたします。

当日持参するもの... 学科 筆記用具・印鑑・受講に必要な資格証(原本)
実技 作業服・ヘルメット・安全靴・皮手袋・防寒具等

予約・受付先 会場の都合や実技規定により定員がございますので、必ず事前に電話予約を行って下さい。
(株)PCT 北海道教習所
TEL:(0133)64-6388

受講料は受講日一週間前までにお振込で下記へお願いします。
三菱UFJ銀行
新東京支店(普通)
7760012
(株)PCT
振込手数料は受講者様で

助成金制度のご案内
《建設雇用助成金制度とは》
中小建設業の事業主の方が、従業員に対して技能講習を受講させた場合に国から助成金が支給される制度です。
受講後に当社より請求に必要な書類を郵送致します。
受講申込書の助成金欄に必ず〇印を付けて下さい。
《支給資格》
(1)中小建設業(28業種)であること。
(2)資本金3億円以下または従業員300人以下のどちらかであること。
(3)雇用保険(保険料率18.5/1000)に加入していること。
(4)受講者が雇用保険の被保険者であること。

☆申込書取得方法 インターネットよりダウンロードできます
https://kyosyu.pctc.co.jp/hokkaido/registration_sheet.html

問合せ・送付先 (株)PCT 北海道教習所 (石狩市新港中央2丁目766-3)
TEL(0133)64-6388 FAX(0133)64-6148

下記書類は受講日2週間前までに事前郵送にて送付ください。
★受講申込書・写真(3×2.4)2枚・運転免許証(両面コピー)・受講に必要な資格証(両面コピー)・・・受講資格参照

その他 ※過去に当社で技能講習修了証を取得された方は、統合修了証として発行されますので、旧修了証をご持参下さい。
※一部免除申請(事業主の経験証明)が必要な方は FAX(0133)64-6148 にて事前に確認をします。